

陳情番号	【 1 】 ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【 1 】 自治体D X推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。 ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。			
【回 答】			
地域福祉課において所管する生活保護は国の制度であり、システムの標準化につきましては、国の方針に基づき適切に対応を進めてまいります。			

陳情番号	【 1 】 ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 医療・給付グループ
【陳情内容】			
【 1 】 自治体D X推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。 ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。			
【回 答】			
在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため、本県独自に国制度である特別障害者手当等に上乗せするほか、特別障害者手当等の対象とならない重度の障害者に対して愛知県在宅重度障害者手当を支給しており、引き続き、現行の施策を維持していきたいと考えております。			

陳情番号	【 1 】 ①	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
【陳情内容】			
【 1 】 自治体D X推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。 ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。			
【回 答】			
児童家庭課において所管する児童扶養手当は国の制度であり、システムの標準化につきましては、国の方針に基づき適切に対応を進めてまいります。			

陳情番号	【 1 】 ②	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グループ
【陳情内容】			
【 1 】 自治体D X推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。 ② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド（情報格差）への対策を講じてください。			
【回答】			
現時点で本県における県民を対象とする保健医療、福祉分野の手続き（申請・届出）において、一部の Web 研修の申込を除き、電子申請のみの受付としているものではありません。 電子申請のみの取扱いをしているものについても、申請者の事情に応じて電話等による受付を行っています。			

陳情番号	【2】 1 (1) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査 グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (1) 介護保険料・利用料など ① 介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料の引き下げや保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強める指導をしてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除を促進してください。			
【回 答】			
65歳以上の被保険者の介護保険料は、市町村ごとに定める保険料率により算定されます。保険料率は、3年度を単位とした市町村介護保険事業計画で定めたサービス費用見込額等に基づき、財政の均衡を保つために、計画期間を通じて同一の保険料率を用いる仕組みとなっています。 他方で、被保険者ごとの介護保険料の決定に当たっては、個人の所得分布状況を踏まえ、毎年度市町村が算定する仕組みであり、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、低所得の方の負担軽減は配慮されています。 また、保険料の所得段階、保険料率の設定について、昨年度より開始しました第9期介護保険事業（支援）計画から法令上の標準設定が9段階から13段階へ多段階化され、低所得者の保険料率を引き下げる見直しがされたところ、低所得の方へのさらなる配慮等、特別な必要があるとして、本県では約8割の保険者において、標準設定を超える多段階化がなされております。加えて、低所得の方に対して2015年度から保険料軽減の強化のための公費も投入され、保険料上昇の抑制が図られているところです。 介護保険制度は、国民が互いに助け合う仕組みとして社会保険方式が採用された経緯があり、受益と負担の関係から、全ての被保険者の方が負担能力に応じた負担をしていただくことで成り立つものですが、少子高齢化が進展する中、県としても、さらなる負担軽減策の拡充について、国に対し継続的に要望しております。			

陳情番号	【2】 1 (1) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グ ループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (1) 介護保険料・利用料など ② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善するよう援助してください。			
【回 答】			
介護保険料については、介護保険法第142条を根拠として、各市町村が条例等に定めることにより保険料の徴収猶予又は減免ができることとなっています。 収入減少を理由とした減免制度の具体的な要件は、各市町村がそれぞれ規則等において定め、当該要件に基づき個別に判定し減免を行っております。 県としましては、介護保険法の主旨に沿って各市町村が適正に減免の制度を運用していくよう必要に応じて指導・助言してまいります。			

陳情番号	【2】 1 (1) ③④⑤	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査 グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (1) 介護保険料・利用料など ③ 介護保険料の低所得者への減免制度を愛知県独自に実施してください。 ④ 介護利用料の低所得者への減免制度を愛知県独自に実施してください。 ⑤ 介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を愛知県独自に実施してください。			
【回 答】			
介護保険料の設定については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別に保険料率が設定されており、低所得の方の負担を軽減した分は高所得の方に負担を求める仕組みとなっています。 加えて、低所得の方に対しては、2015 年度から、保険料の負担軽減を強化するため、消費税の増収財源をもとに公費が投入され、保険料上昇の抑制が図られてきたところです。 介護サービスの利用料については、施設サービス利用者や短期入所サービス利用者に対する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、介護保険の月間利用料の負担上限額を定める「高額介護サービス費」、医療保険の利用料も合算した年間負担上限額を定める「高額医療合算介護サービス費」の他、社会福祉法人等のサービス提供主体による利用者負担軽減事業への助成など、軽減制度が様々行われております。 こうした軽減制度に加えて、県内保険者においても、独自に低所得の方などを対象に、保険料や利用料のさらなる減免を地域の実情に応じて実施しているところです。 県といたしましては、低所得者の負担軽減については全国一律の制度として運用すべきものと考えており、国に対し、さらなる軽減策の拡充を継続的に要望しております。			

陳情番号	【 2 】 1 (2) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (2) 介護保険サービス ① 要支援 1・2 の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。			
【回 答】			
市町村においては、介護予防ケアマネジメントの実施にあたって、適切なアセスメントにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、その達成のために必要なサービスを利用者が主体的に利用できるよう支援することとなっております。 県といたしましては、地域包括支援センター職員等を対象として、適切なケアマネジメントが実施できるよう研修会を開催しており、引き続き職員の資質向上を図ってまいります。 また、全国的な基準により提供されるサービスであることから、物価高等の対応や地域の実情を踏まえた制度設計を行うよう、国に要望しているところで			

陳情番号	【 2 】 1 (2) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指導第一グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (2) 介護保険サービス ② 福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。			
【回 答】			
○ 福祉用具貸与の対象品目等については、社会保障審議会介護給付費分科会等において検討されるものであるため、県としても状況を注視してまいります。 ○ 福祉用具の貸与については、要介護度によっては、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の種目について、介護保険での給付は原則対象外とされております。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する方については、一定の条件の下、例外的に給付が可能な仕組みとされているところです。 県といたしましては、利用者の状態及び当該福祉用具貸与の必要性について、国が示す判断基準に沿った手続きの上で、適切なケアマネジメントに基づく給付が行われるべきであると考えております。			

陳情番号	【2】 1 (2) ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (2) 介護保険サービス ③ 多くの高齢者が参加できるよう介護予防に取り組む地域支援事業を充実させてください。その際、「総合事業」を含め、愛知県の一般財源を投入して、必要な事業費を確保するように援助してください。			
【回 答】			
地域支援事業の実施においては、要支援者、基本チェックリストの該当者を始めとした多くの高齢者が参加できる仕組みづくりが重要です。 現在市町村では、高齢者への多様なサービスの提供に向けて取り組んでいるところです。 県といたしましては、好事例に関する情報提供や、市町村、包括支援センター職員及び生活支援コーディネーターへの研修を通して、市町村支援に取り組んでまいります。			

陳情番号	【2】 1 (3) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指導第一・第 二グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備 ① 介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する愛知県独自の財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。			
【回 答】			
○ 令和6年度の介護報酬改定では、令和5年度介護事業所経営実態調査で、訪問介護事業所等の収支差率が高かった現状を踏まえ、訪問介護事業所等の基本報酬が引き下げられました。 ○ また、訪問介護については、原則としてヘルパー1人で利用者の自宅を訪問するサービス形態であることなどから、介護人材の中でも特に人材確保の課題が大きくなっています。 ○ このため、本県では、今年度から「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」により、事業所の経営の効率化や、経験年数が短いヘルパーへの同行支援の強化、ヘルパーの常勤化等の取組を支援しているところです。 ○ 加えて、訪問介護事業等は他のサービスに比べて高い処遇改善加算率が措置されていることから、本県では、令和7年度から「介護職員処遇改善加算等取得促進事業」を開始し、県内の介護保険サービス事業所に対し、動画による研修や、オンライン又は個別訪問による助言指導を行い、処遇改善加算の算定率の向上を図っております。			

陳情番号	【 2 】 1 (3) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 施設グループ 介護保険企画・審査 グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備 ② 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。			
【回 答】			
待機者の実態については、県内の特別養護老人ホームへの入所申込状況を調査しており、その結果や地域事情等を踏まえ、昨年 3 月に「第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画」（計画年度 2024～2026 年度）を策定し、特別養護老人ホームのみならず、介護老人保健施設や介護医療院などの施設系サービス、認知症グループホームや介護付き有料老人ホームなどの居住系サービスを含め、多様なサービスの基盤整備を計画的に進め、待機者の解消に努めているところです。 広域型特別養護老人ホーム等の整備については県単独の補助金により、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備については、本県の地域医療介護総合確保基金を活用し、整備費用や開設準備経費に対する助成を実施しており、市町村や事業者における基盤整備の促進に努めております。			

陳情番号	【2】 1 (3) ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課 施設グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備 ③ 要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を市町村と協力して把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。			
【回 答】			
特別養護老人ホームへの入所につきましては、平成27年4月から原則要介護3以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護1又は2の方の特例入所が認められているところです。 愛知県では、入所希望者の心身の状況、家族が就労や育児などのため介護が困難であるなどのやむを得ない事情のある要介護1又は2の方が適切に特養に入所できるよう「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」を平成27年3月5日付で改正し、市町村及び県所管の特別養護老人ホームに通知し、適切な運用を求めているところです。 特例入所の受け入れに際しては、保険者市町村は、施設からの求めに応じ、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の個別の状況聴取内容を踏まえて意見書を提出することとなっております。 令和5年4月7日付けで国指針の一部改正があり、特例入所に関して地域によって運用のばらつきがあることに鑑み、地域における実情を踏まえた適切な運用が図られるよう内容の改正があったことを踏まえ、令和5年5月16日付けで、県指針に準じた特例入所の適切な運用が図られるよう市町村等に対し改めて周知を図ったところです。			

陳情番号	【2】 1 (4) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指導第一グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (4) 介護人材確保 ① 介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。			
【回 答】			
○ 介護職員の処遇改善につきましては、2024年介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算に統合され、加算率が引き上げられたことにより、一層の改善が進められているところです。 ○ 本県では、「愛知県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金」を実施し、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助しています。			

陳情番号	【2】 1 (4) ②③④	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指導第一グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (4) 介護人材確保 ② 一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。 ③ 8時間以上の長時間労働を是正してください。 ④ 夜勤体制についての実態調査を実施してください。			
【回 答】			
○ 夜勤体制を含む職員の配置基準や報酬については、全国一律の制度として運用すべきもので、基準の範囲内でどのような夜勤体制とするかは、当該事業者の判断によるところと認識しており、県として実態把握をする予定はありません。 ○ そのため、県といたしましては、国に対し、「雇用管理の改善に取り組む福祉施設等への支援を図ること」「介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準を確保し、職員配置基準の見直しとそれに伴う職員配置が可能となるように介護報酬の水準を設定するなど、労働環境を改善すること」を要望しております。			

陳情番号	【2】 1 (5) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グ ループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (5) 高齢者福祉施策の充実 ① 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を愛知県独自に実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。			
【回 答】			
加齢に伴う難聴者への補聴器の購入費用の助成制度については、一部市町村において導入する動きがあることは承知しているところですが、高齢になると、聴力のみならず様々な機能の低下が生じることや、障害に至らない難聴者は高齢の方に限られないことから、どのような方を補助の対象とするかについては、慎重な検討を要するものです。また、加齢性難聴は全国的な課題でもあるため、本来的には国において統一的な対応をされることが望ましいと考えております。 そのため、現時点では、県において助成制度及び無料検診制度を実施することは困難と考えており、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。			

陳情番号	【2】 1 (5) ②	所管課室・グループ	高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ 認知症施策推進グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (5) 高齢者福祉施策の充実 ② サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり（たまり場）事業への助成を愛知県独自に実施してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。			
【回 答】			
国が定めている地域支援事業の中で、高齢者の居場所づくりに関する各種事業については助成対象となっております。サロンなどについては、総合事業の「通所型サービス B」（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）において、「趣味活動等を通じた日中の居場所づくり」や「定期的な交流会、サロン」として例示されているほか、認知症カフェについては、包括的支援事業（社会保障充実分）の「認知症地域支援・ケア向上事業」で示されています。 また、市町村が地域支援事業のうち一般介護予防事業として取り組んだ分の事業費に関しては、引き続き、県としても地域支援事業交付金の財源の確保に努めてまいります。			

陳情番号	【2】 1 (5) ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括 ケア・認知症施策推 進室 地域包括ケアグルー プ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (5) 高齢者福祉施策の充実 ③ 買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。			
【回 答】			
高齢者の社会参加を促進する環境づくりとして、運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても生活できるよう、高齢者の移動を支援するため、モデル事業を6市町村（瀬戸市、半田市、犬山市、日進市、北名古屋市、設楽町）に委託して、2020年度～2022年度の3年間実施し、取組事例集を県内の全市町村に展開いたしました。 市町村においては、取組事例集を参考にいただき、地域支援事業交付金等を活用することにより、高齢者の移動支援に取り組んでいただけるよう、引き続き、県としても地域支援事業交付金の財源の確保に努めてまいります。			

陳情番号	【2】 1 (6) ①	所管課室・グループ	高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室 認知症施策推進グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実 ① 「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「愛知県認知症施策推進計画」を作成してください。また、市町村に対して適切な支援・援助をしてください。			
【回 答】			
認知症基本法において、「都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。」と規定されております。 本県では、認知症施策についての基本的方針となる「あいちオレンジタウン推進計画」を2024年3月に策定し、当該計画を認知症基本法に規定される「都道府県認知症施策推進計画」に位置づけております。 今後については、当該計画に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。 また、厚生労働省が、認知症施策推進計画の策定促進に向けた取組みの一環として、計画に関する自治体向けの個別相談の実施や、計画策定の手引きを作成しております。本県においては、それらの周知を市町村に対して行ったほか、今後も市町村からの計画策定に関する相談に適宜応じてまいります。			

陳情番号	【 2 】 1 (6) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症施策推進室 認知症施策推進グルー プ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実 ② 認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施してください。			
【回 答】			
県内の一部の市町村では、認知症の人の事故等を補償する個人賠償責任保険への加入支援を自治体の負担により行っていますが、本来は全国的な課題であり、統一された対応が必要であると考えております。 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市町村が認知症高齢者等の賠償事故補償に関する支援を実施する場合に、地域支援事業交付金の対象とするなど、必要となる経費に助成するよう他都道府県と協調して、国に働きかけてまいります。			

陳情番号	【2】 1 (6) ③	所管課室・グループ	高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実 ③ 認知症を早期に発見して適切な治療につなげるための無料検診事業を実施してください。			
【回 答】			
本県においては、国立長寿医療研究センターとの共同研究において、2018 年度～2022 年度にかけてプラチナ長寿健診（※）を実施し、約 1 万人の研究データを基に、将来の認知機能低下リスクを判定するチェックリスト等の手法を開発しました。2023 年からは、成果物について県のホームページへの掲載や市町村への案内を通じて、全県波及に努めております。 これにより、認知症の発症リスクを潜在的に抱える方の早期発見が可能となり、適切な医療・介護サービスにつなげることで効果的な認知症の予防が期待されます。 （※）プラチナ長寿健診について 認知症の 1 次予防（発症遅延や発症リスク低減）を推進するため、現在の生活行動様式や認知機能の状態を把握することにより、将来の認知機能低下リスクを判定する手法の開発を目的として、2018 年度から 2022 年度まで、本県が国立長寿医療研究センターに研究委託して実施した事業のこと。			

陳情番号	【2】 1 (7) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グ ループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障 (7) 障害者控除の認定 ① 介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。			
【回 答】			
高齢者に対する障害者控除については、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が対象とされております。 障害者又は特別障害者に準ずる者であることの認定は市町村の判断により行うものであり、その取扱いに係る国通知で『要介護認定』と『障害認定』は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えられる」と示されております。 県といたしましては、市町村に対し、これらの法令等の趣旨に基づき、公平性を欠くこと無く適切に認定するよう指導しているところです。 加えて、国に対しましては、障害者控除の対象者の認定が公平かつ適正に行われるよう、機会を捉えて具体的で統一的な基準を示すよう伝えてまいりたいと考えております。			

陳情番号	【2】 2 (1) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保財政G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (1) 保険料(税)の引き下げ、納付金の軽減 ① 国民健康保険への愛知県の財政措置を抜本的に強化し、一般会計からの繰り入れで、高すぎる国保料(税)をひとり3万円引き下げてください。			
【回 答】			
県は、市町村の医療給付費等の9%相当や、低所得者の保険料軽減分の4分の3、未就学児均等割保険料軽減分の4分の1等を一般財源から支出しており、2025年度当初予算ベースでは約563億円、被保険者1人当たりで約4万8千円を負担し、国民健康保険財政を支えているところです。 県としましては、医療給付費を適切に見込み、県の負担分のほか、国から交付される公費などを踏まえ、市町村が収める納付金額を適正に算定し、国民健康保険の安定的な財政運営を務めてまいります。			

陳情番号	【 2 】 2 (2) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (2) 保険料（税）の減免制度 ① 愛知県制度として 18 歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施してください。			
【回 答】			
均等割保険料（税）の減免制度については、国が制度的に対応しているところであり、子育て世帯の負担軽減の観点から未就学児を対象として一律に軽減措置が講じられています。 県といたしましては、未就学児均等割保険料軽減分の県負担分を一般財源から支出するとともに国に対して対象範囲及び軽減割合の拡充を図ることを要請しているところです。			

陳情番号	【 2 】 2 (2) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (2) 保険料（税）の減免制度 ② 愛知県制度として低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施してください。			
【回 答】			
低所得世帯のための保険料（税）の減額については、国が制度として対応しているところあり、県といたしましても法令に則り、財源を負担しております。 なお、国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えていることを踏まえ、国に必要な財源の確保を要請しているところです。			

陳情番号	【2】 2 (2) ③	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (2) 保険料（税）の減免制度 ③ 愛知県制度として収入減少を理由とした減免制度を実施し、減免要件を前年所得 1 千万円以下、当年所得減少割合を 10 分の 8 以下および減免割合を改善してください。			
【回 答】			
保険料の減免については、市町村が条例又は規約の定めるところにより実施するものであり、各市町村において判断する事項であると考えますが、県としては、保険料負担と公費負担との公平性の観点から慎重に対応すべきと考えます。 なお、均等割については所得に応じた軽減が実施されています。			

陳情番号	【 2 】 2 （ 3 ） ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (3) 保険料（税）滞納者への対応 ① 保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の 1 0 割負担を強いる制裁措置を行わないでください。			
【回 答】			
令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されたことに伴い、保険料（税）滞納者との接触機会の確保等のため発行されていた被保険者資格証明書等が廃止されました。 これに伴う特別療養費に関する取扱いについて、保険者の市町村と十分検討し、法令に基づき適切に運用されるよう努めて参ります。			

陳情番号	【 2 】 2 (3) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (3) 保険料（税）滞納者への対応 ② 保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。			
【回 答】			
保険料（税）につきましては、納付いただくことが原則です。 市町村は、滞納につき特別な事情がある場合を除き、滞納者に対しては、継続的に納付相談及び納付指導を行っているところです。 滞納処分については、公平性の観点から法令に基づき実施しており、当該処分の停止、欠損処理は慎重に対応すべきものと考えております。			

陳情番号	【2】 2（3）③	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (3) 保険料（税）滞納者への対応 ③ 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。			
【回 答】			
市町村は、滞納につき特別な事情がある場合を除き、滞納者に対しては、継続的に納付相談及び納付指導を行っているところです。 また、市町村においては、特別の事情がないにもかかわらず、保険料（税）が未納の場合は、公平性の観点から差押えなどの滞納処分が実施されることとなりますが、滞納処分については、法令に基づき適正に行われるものであり、滞納処分に先立ち、滞納者に対して分納の相談などに応じているところです。			

陳情番号	【 2 】 2 （ 4 ） ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (4) 傷病手当金・出産手当金 ① 傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。			
【回 答】			
国民健康保険には、様々な就業形態等の被保険者が加入していることを踏まえ、保険者が自主的に条例（規約）を制定して傷病手当金や出産手当金の支給を行うことができるものとされています。 なお被用者保険で実施されている傷病手当金や出産手当金は、病気やけが、出産のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給されるものです。			

陳情番号	【2】 2 (5) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (5) 一部負担金の減免制度 ① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。			
【回 答】			
一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者など特別な理由がある者で、被保険者が一部負担金を支払うことが困難であり、減免の必要があると認めた者に対して行うことができることとなっております。			

陳情番号	【 2 】 2 （ 5 ） ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (5) 一部負担金の減免制度 ② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。			
【回 答】			
減免制度の周知については、市町村が個々の実状に応じて減免内容を制度化しているため、個々の市町村において適切になされているものと考えております。			

陳情番号	【2】 2 (6) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 2. 国保の改善 (6) 資格確認書の発行 ① 国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行するように指導してください。			
【回 答】			
国はマイナンバーカードによる資格確認を受けることができない状況にある方の場合、本人の申請によらず、加入する医療保険者から、資格確認書を交付することとしています。 県といたしましては、国と市町村等との連携を図り、受診に支障が生じないよう適切に対応して参ります。			

陳情番号	【 2 】 3 ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ① 後期高齢者医療保険の保険料を大幅に引下げるために、県の一般会計からの繰り入れをしてください。			
【回 答】			
後期高齢者医療制度は、公費約 5 割（国：県：市町村＝ 4 ： 1 ： 1）、現役世代からの支援金約 4 割、被保険者の保険料約 1 割の負担によって運営されています（※現役並み所得者の場合は公費負担なし）。 県は、後期高齢者医療における医療給付費公費負担分や、財政安定化基金、低所得者の保険料軽減負担分等を一般財源から支出しており、令和 7 年度当初予算ベースでは約 1,048 億円、被保険者 1 人あたりで約 9.3 万円を負担し、後期高齢者医療の財政を支えているところです。			

陳情番号	【 2 】 3 ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ② 葬祭費・審査事務手数料は、愛知県と市町村の一般財源の繰り入れで給付してください。			
【回 答】			
県は、後期高齢者医療の財政運営に必要な負担を行っているところですが、葬祭費・審査事務手数料への補填は考えておりません。 なお、後期高齢者医療制度は、公費約 5 割（国：県：市町村＝ 4：1：1）、現役世代からの支援金約 4 割、被保険者の保険料約 1 割の負担によって運営されています（※現役並み所得者の場合は公費負担なし）。 県は、後期高齢者医療における医療給付費公費負担分や、財政安定化基金、低所得者の保険料軽減負担分等を一般財源から支出しており、令和 7 年度当初予算ベースでは約 1,048 億円、被保険者 1 人あたりで約 9.3 万円を負担し、後期高齢者医療の財政を支えているところです。			

陳情番号	【 2 】 3 ③	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ③ 広域連合の行う保健事業の費用は、後期高齢者の保険料でなく、国と愛知県の負担で実施してください。			
【回 答】			
後期高齢者医療制度における保健事業は、広域連合と市町村が連携して実施しており、県は広域的な調整、技術的な支援を行っているところです。 後期高齢者医療制度は、公費約 5 割（国：県：市町村＝ 4：1：1）、現役世代からの支援金約 4 割、被保険者の保険料約 1 割の負担によって運営されています（※現役並み所得者の場合は公費負担なし）。 県は、後期高齢者医療における医療給付費公費負担分や、財政安定化基金、低所得者の保険料軽減負担分等を一般財源から支出しており、令和 7 年度当初予算ベースでは約 1,048 億円、被保険者 1 人あたりで約 9.3 万円を負担し、後期高齢者医療の財政を支えているところです。			

陳情番号	【 2 】 3 ④	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ④ 低所得者のための保険料減免制度を県の一般会計の繰り入れで実施してください。			
【回 答】			
後期高齢者医療制度の保険料は、保険料負担能力に応じて賦課される「所得割額」と、受益に応じて等しく賦課される「均等割額」によって構成されており、被保険者の所得の状況に応じて賦課されるよう配慮されております。また、世帯の所得が一定以下の場合には、被保険者均等割額の 7 割、5 割または 2 割を軽減する措置があります。 県は、後期高齢者医療制度の財政運営に必要な負担として、低所得者等の保険料軽減の県負担分を一般財源から支出しているところです。			

陳情番号	【 2 】 3 ⑤	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ⑤ 収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。			
【回 答】			
後期高齢者医療制度の保険料の減免については、愛知県後期高齢者医療広域連合の条例に定めるところにより、災害等によって収入が著しく減少した場合など特別な理由がある被保険者に対して実施しており、減免措置の内容は、愛知県後期高齢者医療広域連合において判断されるものであります。 なお、後期高齢者医療制度の保険料は、保険料負担能力に応じて賦課される「所得割額」と、受益に応じて等しく賦課される「均等割額」によって構成されており、被保険者の所得の状況に応じて賦課されるよう配慮されております。また、世帯の所得が一定以下の場合には、被保険者均等割の 7 割、5 割または 2 割を軽減する措置があります。			

陳情番号	【 2 】 3 ⑥	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ⑥ 保険料未納者の生活実態把握に努め、「財産の差し押さえ」は行なわず、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理等を迅速に実施してください。			
【回 答】			
市町村においては、特別な事情がないにもかかわらず、保険料が未納の場合は、被保険者間の負担の公平性の観点から差押えなどの滞納処分が実施されることとなります。滞納処分については、法令に基づき適正に行われるものであり、滞納処分に先立ち、納付相談等を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握しているところです。			

陳情番号	【 2 】 3 ⑦	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療 G
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 3. 後期高齢者医療 ⑦ 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するように働きかけてください。			
【回 答】			
愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会については、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、愛知県後期高齢者医療広域連合が規定する「設置運営要綱」に基づき、当制度の被保険者を始めとする関係者の意見を聞く場として広域連合長が開催しております。			

陳情番号	【2】 4 (1) ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ① 物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう 手当を出すなど支援してください。			
【回 答】			
生活保護は、国が基準を定めて、最低限度の生活を保障する制度であり、県 単独で物価高騰に対応した手当を支給することは制度になじまないと考えて おります。 なお、物価高騰への対応については、全国一律のセーフティネットとしての 機能が十分に発揮されるよう、物価上昇等による影響を検証し、保護の基準に 適切に反映するよう国に要望しております。			

陳情番号	【 2 】 4 （ 1 ） ②	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 （ 1 ） 生活保護制度 ② 生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。			
【回 答】			
生活保護の申請については、適切・迅速に対応するよう、監査等を通じて、各福祉事務所に対して指導しています。なお、申請書の配置場所については、各福祉事務所において適切に判断されるべきものと考えております。			

陳情番号	【2】 4 (1) ③	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ③ 「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。			
【回 答】			
生活保護の申請が国民の権利であることについては、本県のホームページや福祉相談センターで配布している「保護のしおり」等に掲載し周知に努めております。			

陳情番号	【2】 4（1）④	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ④ 住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。			
【回 答】			
生活保護の相談にあたっては、必ず申請意思の有無を確認し、申請意思が確認された方に対しては申請手続きの案内を行うよう、各福祉事務所に対し、会議、研修及び監査等の機会を捉えて指導しているところです。 他自治体へのたらいまわしなどはあってはならないと考えており、そうした事例が確認された場合には、当該福祉事務所に対して必要な指導を行ってまいります。 生活保護の申請段階において住居がない場合には、無料低額宿泊所への入居が考えられますが、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（基準省令）第14条において、無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場とされていることから、契約期間を1年以内に限定されております。 なお、契約期間の満了前には、契約の更新に関して入居者の意向確認とともに、関係機関とのカンファレンス等により継続した利用の必要性が認められるか協議することとなっております。 こうした手順に従い、適正な居宅への移行を進めるよう、福祉事務所に周知しております。 なお、愛知県所管の無料低額宿泊所は、12か所、定員373人ですが、そのすべてが個室となっております。			

陳情番号	【2】 4 (1) ⑤	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑤ 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。			
【回 答】			
生活保護は、国が基準を定めて、最低限度の生活を保障する制度であり、県単独で生活保護世帯に対するエアコンの設置を実施することは制度になじまないと考えております。 なお、エアコンの設置費用については、保護開始時を始め、退院や退所、災害、転居等により、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるにあたって持ち合わせがなく、必要とする事情がある場合等に生活保護費での支給が認められておりますが、本県では必要となる時期にかかわらず、冷房器具を必要とする事情が認められる場合には、購入に必要な費用や修繕費用を支給できるよう支給要件の緩和を国に要望しております。			

陳情番号	【2】 4 (1) ⑥	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑥ 扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。			
【回 答】			
本県としては、国の通知に従って、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合においてはその理由について丁寧に聞き取りを行い、扶養照会は「扶養義務の履行が期待できる」と判断されるものに対して行うなど、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。			

陳情番号	【2】 4 (1) ⑦	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑦ 車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるようにしてください。			
【回 答】			
障害児者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院等のために利用する場合で一定の要件を満たす場合に例外的に自動車の保有を認めています。 車の使用が一律に禁止されていると誤解されることがないように、わかりやすく丁寧な説明を心がけるよう留意してまいります。			

陳情番号	【2】 4 (1) ⑧	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑧ ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。			
【回 答】			
福祉事務所における現業を行う所員の数は、社会福祉法第 16 条により被保護世帯に基づき算出される数を標準として条例で定めるものとされています。 また、査察指導員の数は、「社会福祉事業法の施行について」（昭和 26 年 6 月 4 日 発社第 56 号）の第 3－2－4 で、現業を行う所員 7 名につき 1 名と定めています。 標準数を満たしていない状態となっている福祉事務所に対しては、指導監査等を通じて、早期の現業員の増員を働きかけているところです。			

要請番号	【2】 4 (1) ⑨	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑨ 女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。			
【回 答】			
本県では、ケースワーカーの配置にあたり性別の基準は設けておりません。 単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応する必要がある場合には、福祉事務所内の女性職員に同行や同席してもらう等により対応しております。			

陳情番号	【2】 4 (1) ⑩	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑩ ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。			
【回 答】			
現業を行う所員は、社会福祉法第 15 条により社会福祉主事でなければならないとされており、社会福祉主事の任用資格がない職員が異動してきた場合は、研修受講による資格取得を指導しています。 なお、住民サービスの窓口業務やケースワークを担う生活保護関係職員に対する研修は、職員の資質向上のため重要と考えており、本年度は以下の日程において実施しています。(ケースワーカー研修：5/7、5/12、5/15 開催、査察指導員研修：11/6 開催) ケースワーカーの外部委託化は、愛知県においては検討しておりません。			

陳情番号	【 2 】 4 （ 1 ） ⑪	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度 ⑪ 就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。			
【回 答】			
本県の就労支援員は、キャリアカウンセラー、生活保護のケースワーカー、その他就労相談等の個別援助指導業務に関する従事経験があることを要件としており、これらの要件を満たした専門性を有する者を任用しております。 就労支援員は、正規職員である責任者のもと、就労支援に必要な相談に応じ、生活保護のケースワーカーとも連携しながら支援、助言を行っております。			

陳情番号	【2】 4（2）①	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活困窮者支援グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (2) 生活困窮者支援 ① 自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。			
【回 答】			
本県は、所管する町村域において自立相談支援事業を実施しており、尾張、海部、知多、新城設楽の各福祉相談センターが自立相談支援機関となっております。 地域全体で生活困窮者に対する包括的な支援を実施するためには、関係機関との連携体制を確立しておくことが重要です。 各福祉相談センターにおいては、管内町村の関係部局や社会福祉協議会、就労支援を実施する事業者等との会議を定期的を開催しており、支援計画の調整や情報共有を行っております。 また、対象者の状況に応じて、ハローワークや地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域の民生委員、居住支援法人などの様々な関係機関とも随時連携しながら支援を行っております。 特に、生活保護担当部署は各福祉相談センター内に設けられており、必要な方に対して確実に保護を実施するという生活保護制度の考え方にに基づき、切れ目のない円滑な支援を行っております。 今後も、関係機関との連携を密にし、対象者の把握、相談支援、関係機関へのつなぎなど、速やかに対応できるよう努めてまいります。 なお、法令により委託による実施も可能となっており、西三河福祉相談センター所管自治体については、社会福祉法人への委託により実施しておりますが、センターや管内自治体はもちろんのこと、関係機関とも連携しながら適切に支援が行われていると認識しております。			

陳情番号	【2】 4 (2) ②	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活困窮者支援グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (2) 生活困窮者支援 ② 任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。			
【回 答】			
任意事業の実施につきましては、町村域を所管する県においては生活困窮者自立支援法に基づく全ての任意事業を実施しております。また、支援を必要とする方の自立の促進を図るため、地域の実情に応じて必要な事業が実施されるよう、研修などを通じて各市へ働きかけて参ります。 また、県ウェブページには、県内の自立相談支援機関の相談窓口一覧なども掲載しており、生活にお困りの方が相談しやすい環境づくりに努めております。県が所管する町村域については、相談窓口や各種支援事業などを記載した「制度紹介のリーフレット（町村へおすまいの方向け）」を県ウェブページに掲載し広報に努めております。			

陳情番号	【 2 】 4 （ 2 ） ③	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活困窮者支援グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (2) 生活困窮者支援 ③ 食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。			
【回 答】			
離職や廃業などにより経済的に困窮している方に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、町村域を所管する県や各市において相談窓口を設置し、家賃相当額の支給や家計の改善、就労に向けた支援などを実施しています。物価高騰対策については、国の動向を注視するとともに、引き続き、生活に困窮している方が地域において安定した生活を営めるよう、自立に向けて支援してまいります。			

陳情番号	【2】 4 (2) ④	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活困窮者支援グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 生活保護・生活困窮者支援 (2) 生活困窮者支援 ④ 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、愛知県として低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設してください。			
【回 答】			
県としては、低所得世帯においてエアコン購入に必要な資金が不足している場合においては、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度を御利用いただくことを想定しております。 特に夏季においては、同協議会において、エアコンの購入費用等にかかる貸付金の受付後、可能な限り速やかに送金することとしております。 今後も、福祉事務所を始めとする関係機関と連携し、熱中症による健康被害の防止に努めてまいります。			

陳情番号	【 2 】 5 ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グ ループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 5. 福祉医療制度 ① 福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。			
【回 答】			
福祉医療制度については、今後とも持続可能なものとしていけるよう、引き続き、必要に応じて、議論、研究を進めてまいりたいと考えております。			

陳情番号	【 2 】 5 ②	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 5. 福祉医療制度 ② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施するように県の制度を改善してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。			
【回 答】			
本県の子ども医療費助成につきましては、所得制限及び一部負担金なく、助成対象を通院は小学校就学前、入院にあつては中学校卒業までとしており、さらに、各自治体において地域の実情を踏まえた制度の拡充が図られているところです。 県といたしましては、子ども医療を始め4つの福祉医療制度を、限られた財源の中で持続可能な制度として維持していく観点から、当面は現行の水準により制度を運用していきたいと考えております。 なお、子ども医療制度につきましては、全国全ての自治体において独自の負担の軽減・無料化が行われている状況であることから、全国一律での医療保険の更なる充実、あるいは新たな国の支援制度の創設について国へ要請を行ってきたところであり、今後とも様々な機会を捉え、国へ働き掛けを行ってまいります。			

陳情番号	【2】 5 ③	所管課室・ グループ	医務課こころの健康推 進室 精神保健グルー プ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 5. 福祉医療制度 ③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。			
【回 答】			
精神障害者に対する医療費助成制度については、精神疾患は適切な医療を受けることで症状の安定や回復の可能性があり、治療の継続が重要であるという認識のもと、制度の実施主体である市町村と調整のうえ、平成 20 年度から精神疾患に係わる医療を対象として助成を開始し、令和 3 年度には県内全市町村で全疾患の医療を対象とした助成を市町村単独事業として実施しているところです。 また、助成対象者は、特に障害の程度が重く、医療費の負担が大きいと考えられる重度の精神障害者として精神障害者保健福祉手帳の 1・2 級としています。これは、障害者医療制度のうち、身体障害者手帳 1～3 級を対象とする身体障害者、IQ50 以下の中度以上を対象とする知的障害者と障害の等級は同程度のものとなっております。 自立支援医療の通院への医療費助成については、実施主体が市町村であるため、手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担については、それぞれの市町村が判断いただきたいと考えているところです。福祉医療制度は対象者・補助額ともに規模が大きく、制度を今後も安定的に継続していくことが、大きな課題となっており、県としては、精神障害の助成対象及び助成対象者について、当面は現行の制度を維持していきたいと考えております。			

陳情番号	【 2 】 5 ④	所管課室・ グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グ ループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 5. 福祉医療制度 ④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。			
【回 答】			
後期高齢者の福祉医療費給付制度につきましては、平成 2 0 年度に福祉医療全体の見直しの中で、実施主体であります市町村とも調整を行い、現在の制度となっているところです。また、住民税非課税世帯のねたきり、認知症高齢者については、現行制度においても補助の対象であるため、窓口負担なく医療を受けることができます。 福祉医療制度は、今後とも持続可能な制度で在り続けることが大切であるため、県としては、当面は現行制度を維持していきたいと考えているところです。			

陳情番号	【 2 】 5 ⑤	所管課室・ グループ	健康対策課・ 母子保健グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 5. 福祉医療制度 ⑤ 愛知県として妊産婦医療費助成制度を創設してください。			
【回 答】			
妊産婦医療については、一部の自治体において、独自の助成制度を設けている例があることは把握しております。 しかしながら、妊産婦医療に係る負担軽減策については、お住まいの地域により差が出ることは望ましくないことから、国において、全国一律の制度として実施されるべきものと考えております。 このため、本県独自の助成制度は、考えておりません。			

陳情番号	【2】 6 (1) ①	所管課室・ グループ	児童家庭課 児童虐待対策 G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (1) 子どもの権利を守る施策の推進 ① 子どもの人権を保障し、児童虐待に迅速に対応するためにも、児童相談所を質・量とも充実してください。福祉司・心理司などの専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行ってください。			
【回 答】			
児童相談所の専門職員については、2022 年に国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、計画的に増員を進めているところです。 職員研修につきましては、法律で義務づけられている児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修のほか、県独自に職種や経験年数に応じた研修を計画的に実施しております。さらに、2019 年度からは、若手職員の実践力を強化するための研修や、若手職員の指導育成にあたる、スーパーバイザーの指導・育成技術向上のための研修を実施しております。 職員の待遇改善といたしましては、国の方針に基づき、2021 年 4 月に児童福祉司等の手当額等の増額を図りました。 また、働きやすい職場環境づくりのため、職員の増員に伴い狭隘化する児童相談所の施設の増築を進めるとともに、児童記録の作成等の事務処理業務の効率化及び在宅勤務などの柔軟な働き方の推進を図るためシステム改修を行うなど、職場環境や業務の改善にも取り組んでおります。 今後も児童虐待への迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化に努めてまいります。			

陳情番号	【2】 6 (1) ②	所管課室・ グループ	児童家庭課 児童虐待対策 G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (1) 子どもの権利を守る施策の推進 ② 2カ所しかない一時保護所の増設を行ってください。			
【回 答】			
保護を要する子どもの安全確保や適切な養育において、一時保護所の果たす役割は大変重要であります。 本県では、現在、尾張地域及び三河地域に設置する2箇所の一時保護所の他に、6箇所の児童養護施設及び1箇所の乳児院に一時保護児童専用の定員枠を設け、一時保護の適切な実施に努めております。 また、三河地域に設置している一時保護所につきましては、定員を48名から60名に増員し、児童の環境改善と受入体制の強化を図るため、移転整備に向けて、今年度、設計及び工事を行う事業者の選定を行う予定です。 今後も一時保護が必要な子どもの迅速な安全確保や適切な保護に向けて、県内各地に一時保護を受け入れる施設が拡充できるよう調整を進め、一時保護の体制強化を図ってまいります。			

陳情番号	【2】 6 (1) ③	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活困窮者支援グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (1) 子どもの権利を守る施策の推進 ③ 教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。			
【回 答】			
<教育・学習支援への取り組みについて> 福祉事務所設置自治体は、生活困窮者自立支援法上の「子どもの学習・生活支援事業」により無料学習塾や居場所の提供を実施できるとされており、本県では、所管する 12 町において小学生から高校生までを対象に年間を通じて本事業を実施しております。 なお、市については、地域の実情に応じた学習支援の取組が実施されるよう、事業未実施の市に対し引き続き働きかけてまいります。			

陳情番号	【2】 6 (1) ③	所管課室・ グループ	児童家庭課 子ども未来応援グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (1) 子どもの権利を守る施策の推進 ③ 教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。			
【回 答】			
子どもが、食事を通じて地域の人と関わることにより、安心して過ごすことができる居場所となることが期待されている子ども食堂に対し、県では、県民の皆様からの寄附を活用して、子ども食堂の開設や一定期間経過後の経年劣化による物品等の更新費用、子ども食堂における学習支援等の取り組みへの補助を行っております。 また、愛知県社会福祉協議会に、「子どもの居場所応援プラザ」を設置し、子ども食堂を開設・運営する上での様々な相談に応じるほか、子ども食堂への食材支援を行うため、「あいち子ども食堂応援ステーション」認定制度を設けております。 こうした取り組みにより、身近な地域で開設される子ども食堂が、子どもたちにとって、安心して過ごせる居場所として定着し、学習支援の取り組みを強化していくよう引き続き支援してまいります。			

陳情番号	【2】 6 (1) ③	所管課室・ グループ	子育て支援課 子ども育成支援グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子育て支援 (1) 子どもの権利を守る施策の推進 ③ 教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。			
【回 答】			
<居場所づくりについて> 全ての子どもにとって、安心して過ごすことのできる居場所があることは重要であると考えており、国が2023年12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」も踏まえ、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を把握し、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を支援していきます。			

陳情番号	【2】 6 (2) ①②③	所管課室・ グループ	財務施設課 振興・管財グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (2) 就学援助制度の拡充 ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。 ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。 ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。			
【回 答】			
経済的理由により就学が困難な児童及び生徒に係る就学援助について、生活保護法に規定する要保護者へは、「要保護児童生徒援助費補助金」として、国が市町村に対して補助金を交付し、対象者に援助を行っています。県は市町村からの補助金申請の取りまとめ、国からの交付決定通知事務等を行っています。 また、要保護者に準ずる準要保護児童生徒への就学援助は、国が税源移譲・地方財政措置を行い、市町村が単独に必要な援助を実施し、支給基準、費目の設定などの支給内容及び受付方法はそれぞれの市町村が独自に設定することとなっています。 本県としては、国からの就学援助に係る諸通知がある都度、その趣旨を理解のうえ、事業実施するよう市町村に対し通知し、就学援助制度の周知を図っています。			

陳情番号	【2】 6（3）①	所管課室・ グループ	保健体育課 給食グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (3) 子どもの給食費の無償化 ① 愛知県独自に小中学校の給食費を無償にしてください。			
【回 答】			
学校給食の実施に必要な経費につきましては、施設設備及び運営に関する経費は学校の設置者である自治体の負担とし、それ以外の経費（食材料費）は、学用品費や修学旅行費等の学校教育費等と同様に児童生徒の保護者負担とすることが学校給食法に定められております。 これに自治体が補助することを妨げるものではないことは、国会における政府答弁で明らかとなっておりますので、給食費の無償化については、まずは、小中学校の設置者である市町村がそれぞれの実情に応じて判断し、実施されるものと考えております。 令和7年2月に署名された令和7年度予算に関する自由民主党・公明党・日本維新の会の3党合意において、「いわゆる給食費無償化については、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。」とされました。また、国は骨太の方針2025において「いわゆる給食無償化については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」ことを示しております。 県としましては、国に対して、学校給食費の無償化について、引き続き要請を行ってまいります。			

陳情番号	【2】 6 (3) ②	所管課室・ グループ	子育て支援課 子育て給付グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (3) 子どもの給食費の無償化 ② 愛知県独自に就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。			
【回 答】			
保育所等の給食費については、在宅で子育てをする場合でも食材料費が生じることなどから、保護者が負担するものとして、国において整理されたとおりです。 なお、市町村が独自に実施する給食費無償化を始めとする子ども施策について、本年 8 月に国に対して、「地域の実情に応じ地方自治体が独自の判断で行う対策については、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、地方財源について確実に措置すること。」（「2026 年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」（2025 年 8 月））を要請したところです。 また、近年の物価高騰対策としては、本県では、令和 4 年度 6 月補正で保育所等給食費軽減対策支援金を計上して以降、重点支援地方交付金の追加決定等の国の動きに呼応し予算措置しているところであり、直近では、令和 7 年度 6 月補正においても予算措置を行ったところです。 今後も引き続き、必要な財政措置を講じるよう、国に対して働きかけてまいります。			

陳情番号	【2】 6（3）②	所管課室・ グループ	私学振興室 奨学グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 （3）子どもの給食費の無償化 ② 愛知県独自に就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。			
【回 答】			
国は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、給食食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会福祉施設の食事も自己負担されていることなどを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者が負担するべきとする方針を示しました。県としても国制度に沿って実施していくものと考えております。			

陳情番号	【 2 】 6 (3) ②	所管課室・ グループ	義務教育課 教科指導・人権教育グ ループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (3) 子どもの給食費の無償化 ② 愛知県独自に就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。			
【回 答】			
公立幼稚園の給食費については、子育て支援や少子化対策を目的とした独自の給食費補助制度を設けている市町村もあると承知しております。 2023年12月22日に閣議決定された、『こども未来戦略「加速化プラン」』においては、幼稚園、保育所、認定こども園での給食については、園が給食を提供しない、弁当を持参させる場合の保護者負担との関係や、在宅で子育てする方とのバランスなどの課題があるという理由から、給食費の無償化等については盛り込まれていません。 こども家庭庁としては、学校給食費の議論の動向を踏まえて検討していくとしており、こういった国の動向を注視していきたいと存じます。			

陳情番号	【2】6（4）①	所管課室・グループ	子育て支援課 子育て給付グループ 施設認可・保育人材確保グループ
【陳情内容】			
【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 （4）子どもの権利を保障する保育の質の向上 ① 保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現するよう県としての経過措置期間に期限の定めを設け、必要な市町村に対し必要な支援を行ってください。国が新たに加算措置した1歳児5対1を実施できていない市町村・施設に対しては、国が基準を改正するまでの間、1歳児保育実施費を堅持してください。新たに愛知県独自に措置された保育士配置改善事業費は、公立施設や政令市・中核市も対象とするとともに、さらなる予算の増額を図ってください。			
【回 答】			
経過措置については、待機児童が発生している市町村もあることから、安定した保育の供給体制を維持するために必要な措置であり、現時点で県独自の期限の定めは考えておりません。 また、1歳児保育実施費及び保育士配置改善事業費については、次年度の予算編成過程において、事業の効果、国や他制度との整合性を図りながら、予算検討を行ってまいりたいと考えております。			

陳情番号	【2】 6 (4) ②	所管課室・ グループ	子育て支援課 施設認可・保育人材確保G
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (4) 子どもの権利を保障する保育の質の向上 ② 三位一体改革や、税と社会保障の一体改革などにより確保されている税源・財源を市町村へ周知し、市町村が「一般財源化」など財源を理由に安易な公立施設の統廃合や民間移管を行わないよう指導・援助してください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充できるよう財政面も含めて支援してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にすることがないように、市町村に対し、愛知県としての考え方を示すとともに、十分な定員の確保を求めてください。			
【回 答】			
公立施設の統廃合や民間移管の考え方は、各市町村が、将来的な需要の見通しや、施設の状況など地域の実情に応じて、計画的に検討されております。 県としては、公立・私立を問わず、将来的にも安定した保育が提供できるよう、市町村の意向を踏まえ、施設の認可等を行うこととしております。 なお、民間保育所等の施設整備については、建築資材や労働単価の高騰等も踏まえて、十分な財政措置を講じるよう国に要請しているところであります。 育児休業取得時の継続利用については、国の通知において、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、市町村が児童福祉の観点から保育が必要と認めるときは可能と示されており、この場合でも、保育所の利用に関し公平な状況を保ち、地域としての適切な保育の実施に留意することとされております。このため、地域の保育ニーズが高い地域にあっては、保育の必要度や公平性の観点から、保育所の継続利用ができないこともあります。 県としましては、保育の実施主体である市町村と連携して、より良い保育サービスが提供されるよう、支援に努めてまいります。			

陳情番号	【2】6（4）③	所管課室・グループ	監査指導室 法人監査G
【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 （4）子どもの権利を保障する保育の質の向上 ③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。			
【回 答】 令和5年3月31日の児童福祉法施行令の一部改正において、保育施設等への一般指導監査は、年度ごとに1回以上、実地による検査を行うことを原則とした上で、以下の場合は、例外的に実地によらず検査を行うことができることとするとされました。 ① 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合 ② 以下の事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合 ・前年度の実地検査の結果 ・設置してからの年数（設置してから3年を経過していることを目安） ・県における前年度の実地の検査の実施状況（県における、前年度の管内実地検査の実施率が5割以上であること） 上記改正は、一定の要件を満たした場合においては実地によらない方法での検査を可能とするものですが、原則はこれまでどおり実地による検査を求めるものですので、改正の趣旨を踏まえつつ、定期的に実地による検査を実施し、各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めたいと考えております。 また、実効的な指導監査を行うことができるよう、引き続き職員の経験や適性を勘案した適切な人員配置を行うと共に、監査実施の前に担当者会議等を行い指導監査のポイント等を共有しております。			

陳情番号	【2】6（4）③	所管課室・グループ	子育て支援課 施設認可・保育人材確保G 施設指導グループ
【陳情内容】			
【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 （4）子どもの権利を保障する保育の質の向上 ③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。			
【回 答】			
令和5年3月31日の児童福祉法施行令の一部改正において、保育施設等への一般指導監査は、年度ごとに1回以上、実地による検査を行うことを原則とした上で、以下の場合、例外的に実地によらず検査を行うことができることとするとされました。 ① 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合 ② 以下の事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合 ・前年度の実地検査の結果 ・設置してからの年数（設置してから3年を経過していることを目安） ・県における前年度の実地の検査の実施状況（県における、前年度の管内実地検査の実施率が5割以上であること） 上記改正は、一定の要件を満たした場合においては実地によらない方法での検査を可能とするものですが、原則はこれまでどおり実地による検査を求めるものですので、改正の趣旨を踏まえつつ、定期的に実地による検査を実施し、各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めたいと考えております。 また、実効的な指導監査を行うことができるよう、引き続き職員の経験や適性を勘案した適切な人員配置を行うと共に、監査実施の前に担当者会議等を行い指導監査のポイント等を共有しております。			

認可外保育施設については、原則、年1回立入調査を行っており指導監督基準を満たすよう指導を行っております。

また、立入調査の結果を県WEBページで公表するほか、認可外保育施設の職員を対象とした研修や、巡回支援指導を実施することで、認可外保育施設の質の向上に努めております。

なお、認可外保育施設の立入調査では施設所在市町村の指導保育士にも同行を求め、保育内容等の助言指導を行うようにしております。

陳情番号	【2】 6（4）④	所管課室・ グループ	子育て支援課 子育て給付グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 6. 子どもの権利保障 (4) 子どもの権利を保障する保育の質の向上 ④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、保育士の定着・確保に必要な施策を抜本的に拡充してください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために愛知県として各市町村・施設への補助を行ってください。			
【回 答】			
こども誰でも通園制度が来年4月に全ての市町村で開始できるよう、保育士の定着・確保をすすめるため、「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」に基づき、保育士の養成、処遇や労働環境の改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援を3つの柱として、保育士確保に引き続き取り組んでまいります。 また、事業運営に必要な財政措置を講じるよう、国へ要望しているところで			

陳情番号	【 2 】 7 ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 医療・給付グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ① 愛知県の障害者への手当を増額してください。			
【回 答】			
愛知県の障害者の方への手当は、特別児童扶養手当、特別障害者手当等（国分、県上乗せ分）及び在宅重度障害者手当があります。 特別児童扶養手当、特別障害者手当等（国分）の手当額については、法律の定めるところであり、毎年発表される全国消費者物価指数を参考に国において手当額の改定が行われているところです。 また、本県独自の特別障害者手当等（県上乗せ分）については、国分の手当額が改定されていることから、引き続き現行の手当額を維持していきたいと考えております。 なお、本県独自の在宅重度障害者手当については、近年の物価上昇を踏まえ、当課として増額の要求をしていきたいと思っております。			

陳情番号	【 2 】 7 ②	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ 障害福祉事業所支援室 事業所指導第二グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ② どんな障害のある人も 24 時間 365 日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。			
【回 答】			
障害のある方の住まいの場であるグループホームの設置拡大に向けて、県では、整備費への助成や、新規開設を検討している事業者向けの相談会などを開催し、設置促進を図っております。こうした取組等もあり、県内のグループホームの定員は、この 5 年間で約 2 倍に増加しています。 今後も、障害のある人が安心・安全に生活できるよう、また、必要なサービスの提供体制の確保に向けて、取り組んでまいります。 物価高騰については、国の経済対策に呼応し、事業所に対して、2021 年度から継続的に支援を行ってきたところであり、2025 年度は 9 月から、食材費の高騰に対する支援として、令和 7 年度愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金の申請受付を開始しております。			

陳情番号	【 2 】 7 ③	所管課室・ グループ	障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ 事業所指導第二グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ③ 夜間の職員体制を1フロア（ユニット）で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乘せしてください。			
【回 答】			
夜間の職員体制につきましては、令和5年8月に本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」において、国に対して「重度障害者等に対する適切な支援が行われることを促すべく、夜間支援の体制に係る報酬加算を拡充すること。」「医療的ケアが必要な重度障害児・者を受け入れる事業所においては、必要な看護職員の加配を行っているにも関わらず、利用者の欠席率が高い場合、十分な収入が得られないこととなるため、利用者の欠席が多くても事業所運営が安定的になされるよう、「常勤看護職員等配置加算」や「看護職員加配加算」の単価を大幅に増やす報酬単価見直しを行うこと。」と国に対して要望し、令和6年度の報酬改定において、施設入所支援の夜間看護体制加算が看護職員の配置人数に応じた評価に見直されました。今後も、所要の改善を図るよう、機会を捉えて国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。			

陳情番号	【 2 】 7 ④	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ④ 居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額できるように援助してください。			
【回 答】			
居宅介護を始めとする障害福祉サービスについては、国が定める「介護給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を踏まえ、利用者毎に作成されるサービス等利用計画に基づき、各市町村において支給決定されています。 県としては、必要な福祉サービスの利用を盛り込んだサービス等利用計画の作成や、自立支援給付事務の適正化に向けて、相談支援事業者や市町村といった関係者に周知徹底を図るなど、努めてまいります。 また、障害者等の移動支援については、市町村地域生活支援事業の必須事業に定められており、各市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況・ニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされており、各市町村の取組促進に向けて、県では毎年度、報酬単価を含めた各市町村の実施状況等を調査し、情報共有を図っております。 なお、国に対しても、障害者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できる制度とするとともに、必要な財源の確保について要望しております。			

要請番号	【 2 】 7 ⑤	所管課室・ グループ	障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ⑤ 障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。			
【回 答】			
福祉サービスの利用者負担は、家計の負担能力その他の事情をしん酌して、利用者負担の月額上限額が定められており、市町村民税非課税世帯など低所得者については、免除措置が講じられているところです。給食費の実費負担については、補足給付費により軽減措置がとられております。利用者負担のありかたにつきましては、障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえて検証を行い、所要の改善を図るよう、機会を捉えて国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。 また、障害福祉サービスは、原則として費用の 1 割を利用者が負担することとなっております。ただし、世帯の収入によって自己負担の上限額が設定されており、利用者の負担が重くなりすぎない仕組みとなっております。 この仕組みについては、国により定められているものであるため、国から制度の改正等あれば、本県でも適切に対応させていただきます。			

要請番号	【 2 】 7 ⑥	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるように援助してください。			
【回 答】			
障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用については、原則として介護保険サービスが優先されることとなりますが、一律に優先するものではなく、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう、国の通知において示されております。 県としましては、市町村障害保健福祉主管課長会議において、各市町村への周知徹底を図っているところであり、今年度も再度の周知徹底を図ってまいります。			

要請番号	【2】 7 ⑦	所管課室・グループ	障害福祉課 業務・調整グループ 障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ 事業所指導第二グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 7. 障害者・児施策 ⑦ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、市町村と連携して自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。			
【回 答】			
家庭内における養護者による障害者虐待については、市町村に設置されている障害者虐待防止センターが相談・通報受付窓口となり、訪問等による事実確認から虐待の認定までを行っております。 再発防止につなげるため、現在も助言指導や各種福祉サービス等（フォーマルサポート）の利用につなげる支援、必要に応じて虐待の再発がないことを確認する間の家庭訪問等の対応を実施しております。 また、県では市町村等の相談窓口職員向けの研修を年1回実施し、具体的な対応方法等の習得を支援しております。 （業務・調整グループ） 障害者福祉施設等での虐待は、市町村が認定し、都道府県へ報告することとなっております。本県では、報告のあった案件について定期的に弁護士へ相談し、助言を得て、市町村へ伝える仕組みを設けることで市町村への支援を行っております。 また、事業所職員向けに研修を実施し、人材育成を図ることにより、事業所における虐待防止の取組を支援しております。 （障害福祉事業所支援室）			

陳情番号	【2】8①	所管課室・ グループ	感染症対策課 調整・ ワクチングループ
【陳情内容】			
【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 8. 予防接種 ① 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。			
【回 答】			
平成 25 年の予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議により、定期接種化の検討が求められていた流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）及びロタウイルスワクチンのうち、ロタウイルスワクチンについては、令和 2 年 10 月から定期接種に位置づけられました。 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）については、安全性等に関して継続審議中ではありますが、県としましては、疾病の発生そのもの及びまん延の防止による集団防衛に重点を置いた予防接種は、全国一律に推進されることが必要であると考えており、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、国に対し早急に定期接種化を行うよう要望しております。 子ども等へのインフルエンザワクチンについては、一部の市町村において独自に助成制度を設けておりますが、本県としましては、各市町村における制度設計等の参考とできるよう、各市町村の助成制度をとりまとめ、さらに市町村への還元を行っております。 RSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについては、現在国において定期接種化の検討が行われているところであり、県としましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。 また、麻しん（はしか）については、空気感染し感染力が極めて強く、集団防衛が必要と考えられるため、抗体価が低い者が行う予防接種に対して公費助成するよう国へ要望しております。			

陳情番号	【2】8②	所管課室・ グループ	感染症対策課 調整・ ワクチングループ
【陳情内容】			
【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 8. 予防接種 ② 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。			
【回 答】			
高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成 26 年 10 月 1 日から予防接種法上の定期接種に位置付けられ、65 歳の者及び基礎疾患等を持つ 60～64 歳の者を対象として実施されております。 带状疱疹ワクチンについては、令和 7 年 4 月 1 日から予防接種法上の定期接種に位置付けられ、65 歳の者及び基礎疾患等を持つ 60～64 歳の者が対象とされておりますが、令和 11 年度までの 5 年間は、時限的措置として、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者についても定期接種の対象となっております。 ワクチンの費用については、国の地方交付税と市町村の予算で負担するものとされており、自己負担額については、定期接種の実施主体である市町村が決定し、多くの市町村で、高齢者肺炎球菌ワクチンは 2,000 円から 2,500 円程度で、带状疱疹ワクチンは①組換えワクチンで 6,000 円から 11,000 円程度、②生ワクチンで 2,500 円から 5,000 円程度で接種ができるようになっております。（低所得者以外から実費徴収可能とされている。） 県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、各市町村における負担額の設定や任意接種助成事業の制度設計の参考とできるよう、各市町村の自己負担額や任意接種助成事業の状況を取りまとめ、市町村への情報提供を行っております。			

陳情番号	【2】 9 ①	所管課室・ グループ	健康対策課・ 母子保健グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 9. 健診・検診 ① 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充できるように援助してください。			
【回 答】			
本県では、すべての市町村において産婦健診が実施されておりますが、助成対象回数を2回としているのは、2025年4月時点で、47市町村となっております。 産婦健診助成事業は、市町村が実施主体として、費用の二分の一を国が負担し、残りを市町村が負担しており、国は、最大2回まで助成対象としています。 本県といたしましても、自治体間で差がでないよう、産婦健診助成事業への十分な活用を各市町村へ働きかけてまいります。			

陳情番号	【 2 】 9 ②	所管課室・ グループ	健康対策課・ 母子保健グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 9. 健診・検診 ② 各市町村が 5 歳児を対象とした健診支援事業を実施できるように援助してください。			
【回 答】			
国は、新たに 5 歳児に対する健康診査の費用助成を創設し、令和 6 年度から各市町村において取組みが進められているところです。 本県といたしましても、各市町村が 5 歳児健康診査を実施できるよう引き続き人材育成のための研修会の開催や小児科医会との調整などを行ってまいります。			

陳情番号	【 2 】 9 ③	所管課室・ グループ	健康対策課 歯科・栄養グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 9. 健診・検診 ③ 妊産婦歯科健診への助成制度を設けてください。			
【回 答】			
妊産婦歯科健康診査は、母子保健法第 13 条により「必要に応じ健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と規定された事業に位置付けられており、市町村の任意の母子保健事業の一つとして、地方交付税措置により実施されています。 本県では、全ての市町村で妊産婦歯科健康診査を実施しており、妊娠中から産後 1 年以内の期間において、おおむね 1 ～ 2 回の受診機会があり、いずれの市町村においても自己負担はありません。 県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、市町村ごとの歯科健診データを含めた実施状況を取りまとめ、市町村へ還元するとともに、妊産婦の歯と口腔の健康づくりのさらなる推進を図ってまいります。			

陳情番号	【 2 】 9 ④	所管課室・ グループ	健康対策課 歯科・栄養グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 9. 健診・検診 ④ 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。			
【回 答】			
令和 7 年度現在、名古屋市・中核市保健所を含む県内の全 16 保健所において、歯科衛生士を常勤で複数配置しています（一部兼務あり）。 市町村では、名古屋市・中核市を含む 54 市町村のうち、27 市町村で歯科衛生士を常勤で配置し、15 市町村で複数配置しています。 県保健所においては、引き続き適正な職員配置に努めてまいります。市町村に対しては、県内市町村の配置状況を周知し、未配置の市町村を含め職員配置の働きかけをしてまいります。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ①	所管課室・ グループ	市町村課・ 理財グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療・福祉 ①「公立病院経営強化プラン」の策定に際して、安易な経営形態の見直しを行わないでください。また、地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。			
【回 答】			
総務省が策定した「公立病院経営強化ガイドライン」においては、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、病院の規模や置かれた環境といった地域の実情を踏まえ、経営の強化に向けた最適な経営形態を検討し、経営形態の見直しが必要となる場合は、「公立病院経営強化プラン」に新経営形態への移行の概要を記載することとされています。 「公立病院経営強化プラン」は全団体が策定済みであり、改定する場合は、「公立病院経営強化ガイドライン」に沿った内容となるよう助言してまいります。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ①	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療 ① 「公立病院経営強化プラン」の策定に際して、安易な経営形態の見直しを行わないでください。また、地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。			
【回 答】			
「公立病院経営強化プラン」は、地域医療構想に係る具体的対応方針として位置づけられておりますことから、県保健所を通じまして、当該プランの策定段階から各構想区域の地域医療構想調整会議（地域医療構想推進委員会）の意見を聞く機会を設けるなど、地域の医療関係者との十分な意見交換・情報共有を図ってまいります。 人口減少や高齢化等、地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっておらず、各地域において質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠であります。 地域医療構想については、その基本的な枠組みを維持しつつ、着実に取組を進めていく方針が、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において示されています。 本県においても、今後の国の動きを注視しつつ、地域医療構想推進委員会で地域の医療関係者と協議を行いながら、地域医療構想の推進に努めてまいります。			

陳情番号	【2】 10②	所管課室・ グループ	医務課 看護対策グループ 医務課地域医療支援室 医師確保グループ
【陳情内容】			
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 10. 地域の保健・医療・福祉 ② 医師・看護師数を、県として全国平均を超える目標を持った計画を作成し、抜本的な増員対策を強めてください。医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施してください。			
【回 答】			
医師数に関しては、現在県内の4大学医学部で地域枠として臨時的に定員を32名増員しています。 また、国の定めたガイドラインに沿って策定した医師確保計画(計画期間2024～2026年度)に従って、引き続き医師確保対策を進めてまいります。 看護職員について、少子高齢化の更なる進行や医療の高度化などにより、患者ニーズに応じた質の高い看護が求められており、より一層の看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。 少子化等の影響により、新卒就業者数が減少傾向にあるため、本県としては、愛知県地域保健医療計画に基づき、今後、新規の養成力を強化するだけでなく、更なる高度な看護実践能力を有する人材の確保の他、定着対策として現看護職員の離職防止や再就業の促進等の取組に努めてまいります。 奨学金制度については、卒業後、へき地医療機関への就職を希望する者に限りますが、へき地医療確保看護修学資金を実施しております。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護人材確保グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療 ③ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。			
【回 答】			
介護の人材確保につきましては、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用し、「参入促進」、「資質の向上」及び「労働環境・処遇の改善」を三つの柱として、市町村及び介護関係団体等との連携のもと、各種事業を実施しております。 「労働環境・処遇の改善」に関することとしては、介護職員向けの相談窓口を設置するとともに、介護職員の負担を軽減し、介護事業所の生産性向上を支援するための「あいち介護生産性向上総合相談センター」を昨年度設置したところです。 こうした取り組みにより、引き続き、介護人材の確保に努めてまいります。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ③	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療 ③ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。			
【回 答】			
地域医療介護総合確保基金（医療分）については、事業区分Ⅳ「医療従事者等の確保・養成のための事業」の標準事業例に基づき、職員の処遇改善、人材確保のための事業を実施しております。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ③	所管課室・ グループ	医務課地域医療支援室 医師確保グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療・福祉 ③ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。			
【回 答】			
本県では、地域医療介護総合確保基金を活用し『愛知県地域医療確保修学資金』を設けており、地域医療に従事する医師の養成を支援しております。			

陳情番号	【 2 】 10③	所管課室・ グループ	医務課 看護対策グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療 ③ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。			
【回 答】			
令和 6 年度の診療報酬改定において、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、初再診料等や入院基本料等の引上げ、外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料の創設が行われたものと承知しています。ベースアップ評価料を算定する医療機関等においては、令和 6 年度と令和 7 年度の 2 年間の賃金引き上げについて計画していくこととなるため、引き続き、施策の状況及び国の動向を注視していきます。 また、処遇改善については、全国知事会の「国の施策並びに予算に関する提案・要望書」の中で、国の責任において適切に行うべきとしているところであり、引き続き、国の動向を注視していきます。 地域医療介護総合確保基金を活用した看護職員の確保対策としては、新人看護職員研修事業費補助金、訪問看護職員就労支援事業費補助金、病院内保育所運営費補助金を実施しています。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ③	所管課室・ グループ	医薬安全課 薬事グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0．地域の保健・医療・福祉 ③ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。			
【回 答】			
2025 年 3 月に策定した愛知県薬剤師確保計画に基づき、引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用し、「薬剤師再就業支援事業」、「薬剤師就労状況調査事業」及び「子ども薬剤師体験研修事業」の実施を通じて、薬剤師の確保を図っていきたいと考えております。			

陳情番号	【 2 】 1 0 ④	所管課室・ グループ	医療計画課 人事グループ
【陳情内容】			
【 2 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1 0 . 地域の保健・医療・福祉 ④ 保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。			
【回 答】			
愛知県の管轄する保健所保健師等の人員の増員体制については、令和 3 年度に前年度より正規 10 名、令和 4 年度に前年度より正規 15 名の増員を行ったところです。 今後も引き続き、保健所の人員体制が適切となるよう努めてまいります。 なお、保健センターの人員体制については、保健センターを所管する県内各自治体にお問い合わせください。			

陳情番号	【3】①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保財政G・国保運営 G
【陳情内容】			
【3】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ① 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。			
【回 答】			
2018 年度からの国民健康保険制度改革に併せて、毎年 3,400 億円の公費が投入されていますが、今後も医療費が伸びていくなかで、国民健康保険を持続可能な制度としていくためには、今回の強化策に加え、更なる財政基盤の強化が必要と考えています。 県におきましては、「将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること」を国に要請しています。			

陳情番号	【3】②	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。 ② マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。			
【回 答】			
年金制度等の施策は国の直轄事務でありますので、県としましては今後も国政の場における議論の状況を見守りつつ、適切に対応をしていきたいと考えております。			

陳情番号	【3】③	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査 グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。			
【回 答】			
介護保険への国庫負担については、2015 年度から、低所得の方に対する保険料の負担軽減強化のために、消費税増収財源をもとにした公費の投入が、対象者や軽減額を拡充しながら図られているところですが、さらなる保険料の軽減策の拡充や利用料の負担軽減策の充実について、引き続き国に対し要望してまいります。			

陳情番号	【3】④	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指導第一グ ループ
【陳情内容】			
【3】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ④ 介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。			
【回 答】			
○ 介護労働者の処遇改善については、「介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護報酬において、介護職員に対する処遇改善を更に充実させるとともに、現在、処遇改善加算の対象となっていない介護サービス・職種にも拡大すること」を国に対し継続的に要望を行っております。			

陳情番号	【3】⑤	所管課室・ グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療 グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑤ 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。			
【回 答】			
国は「公費による助成を行うことについては慎重な検討が必要と考えている」との意見であると承知しておりますので、【2】 1.（5）①の回答のとおり、県としては、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。			

陳情番号	【3】⑥	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑥ 18歳までの医療費無料制度を創設してください。			
【回 答】			
子ども医療制度については、全国全ての自治体で独自の負担軽減、無料化が行われている状況を踏まえ、全国一律での医療保険の更なる充実、あるいは新たな国の支援制度を創設するよう、国に対し継続して要請しているところです。			

陳情番号	【3】⑦	所管課室・ グループ	保健体育課 給食グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑦ 小中学校の給食費を無償にしてください。			
【回 答】			
「3 党合意」や「骨太の方針 2025」で給食費無償化の方針が示されたことから、県としましては、国に対して、「学校給食費の無償化の実現に当たっては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、地方自治体の負担となることがないよう、国の責任と財源による制度設計を行う。」よう、引き続き要請を行ってまいります。			

陳情番号	【3】⑧	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑧ 障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。			
【回 答】			
障害者・児の「暮らしの場」の拡充については、 ・ 障害の特性や状況に応じた施設整備を図るため、社会福祉施設等施設整備費補助金の増額見直しを図ること。 ・ 第7期障害福祉計画に係る国の基本指針に示された地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実が促進されるよう、施設整備や人員配置に対する費用など地域生活支援拠点等の整備・運営に特化した十分な財源措置を講ずること。 といった内容の要望をしております。			

陳情番号	【3】⑨	所管課室・ グループ	障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ 事業所指導第二グループ
【陳情内容】			
【3】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。			
【回 答】			
職員の処遇改善に関しては、「障害福祉人材の安定的な確保・定着を図るため、障害福祉サービス報酬において、障害福祉職員に対する処遇改善をさらに充実させるとともに、現在、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となっていない障害福祉サービス・職種にも拡大すること。」と国へ要請しております。			

陳情番号	【3】⑨	所管課室・グループ	高齢福祉課 介護保険指導第一グループ
【陳情内容】			
【3】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。			
【回 答】			
○ 2024 年度介護報酬改定により処遇改善加算の加算率が引き上げられるなどの見直しがされましたが、人材確保を更に推し進めるため、国に対し、「介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護報酬において、介護職員に対する処遇改善を更に充実させるとともに、現在、処遇改善加算の対象となっていない介護サービス・職種にも拡大すること」を要望しております。			

陳情番号	【3】⑨	所管課室・ グループ	児童家庭課 児童入所施設グループ
【陳情内容】			
【3】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。			
【回 答】			
児童養護施設等の職員不足が深刻化する中、魅力ある職場づくりに向けた環境改善や有資格者の確保等に向けた措置費又は補助メニューの拡充等について、例年全国の複数自治体による組織的要望を行っており、引き続き改善に向けた要望に努めてまいります。			

陳情番号	【3】⑨	所管課室・ グループ	子育て支援課 子育て給付グループ
【陳情内容】			
【3】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。			
【回 答】			
保育士については、給与改善など更なる処遇改善を図ることを、国へ要望しております。今後も国の動向を踏まえ、しっかりと対応してまいります。			

陳情番号	【3】⑨	所管課室・ グループ	医務課 医務グループ 看護対策グループ
【陳情内容】			
【3】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。 ⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。			
【回 答】			
令和6年度の診療報酬改定において、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、初再診料や入院基本料等の引上げ、外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料の創設が行われたものと承知しています。ベースアップ評価料を算定する医療機関等においては、令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画していくこととなるため、引き続き、施策の状況及び国の動向を注視していきます。 また、処遇改善については、全国知事会の「国の施策並びに予算に関する提案・要望書」の中で、国の責任において適切に行うべきとしているところであり、引き続き、国の動向を注視していきます。			